

ナムランクォーターリー

Namrun Quarterly

発行所／弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階

制作協力／株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>

Index

令和を寿ぐ
…1

【事件ファイルより】
企業と人権—
現代奴隷法の持つ意味
…2～3

【最近の判例から】
最判(二小)
平成31年1月18日
(裁判所ウェブ)
判決の送達を欠いた
外国判決の承認
…3～4

【事務局から】
…4

令和を寿ぐ

令和元年が始まりました。上皇様の退位、新天皇のご即位というお祝いムード一色の中で新元号を迎えたことは、昭和から平成に変わったときの沈鬱、停滞した雰囲気とは全く違うもので、新しい時代が来たことを、実感しました。

私は、高校の世界史をマルクス史観で教えてもらった京都の公立高校の卒業生なので、若いころは皇室を尊敬するといった感覚から遠く過ごしました。そんな私が、皇室、王室という存在が、人々の支えになっているのかもしれないと初めに思ったのは、タイに住んでいた時でした。その年、1992年にタイでは、クーデター的なことが起こりました。事態を重く見た当時のプミポン国王が、対立する当事者を呼び、和解を命じられたという事件を私は注視することになりました。その後訪れたバンコクで、毎日正午に国家が流れて王様の映像が映し出されるテレビ、チュラロンコン大王の肖像ペンダントを首から下げる女子

学生さんたち、家々に飾られる国王夫妻の肖像写真などに、当時まだまだ

中間層が少なく、貧富の差があるタイ王国で、王室の存在が、国を統合する大きな原動力になっていることを実感したのです。

それでも帰国後、大きく私の皇室への関心が高まったということがあったわけではありません。そんな私が、衝撃を受けたのは、上皇様の退位に向けてのビデオメッセージでした。「全身全霊で国民の統合としての務めを果たせなくなるとはいけないので退位をしたい」というそのお言葉を聞き、恥ずかしながら、上皇様がそのようなお気持ちで国民統合の象徴として公務をされていると考えたことがなかった私は、そのお考えに本当にびっくりしてしまいました。

GW中は、上皇様、上皇后様の足跡をたどるテレビ番組がいくつも放映され、国民と世界の平和を求めて平成の時代を進めてこられたことがよくわかりました。

新天皇は、私と同世代の方、平成皇室の歩みを引き継ぎながら、またあらたな象徴像を見せていただくのでしょうか。令和がどのような時代になるのか、楽しみにしたいと思います。

苗村 博子
(なむら ひろこ)



企業と人権 — 現代奴隷法の持つ意味

1. 現代の奴隷

私が小学生だった半世紀前頃、時々買ってもらえるととても嬉しかったのが、世界児童文学全集（名前がはっきりしません）で、その中のアメリカ編、ストウ夫人著の『アンクルトムの小屋』は、何度も読み返しました。物のように売り買いされ、綿花採取などの過酷な労働を強いられるといった待遇があらわになり、後の南北戦争の契機になったとの逸話まで、リンカーン大統領の言葉とともに著者の名前まで記憶に残る小説でした。

現代にも奴隷が？と思われるかもしれませんが、今も奴隷と呼ぶしかない過酷な労働環境で働いたり、人身売買の対象となっている人たちは、4,000万人を超えているとのこと^{*1}。このような奴隷労働や人身売買に加担しないことを企業に約束させるとともに、対象となった企業だけでなく、そのサプライヤーについてもそのような酷い労働をさせていないかチェックさせる必要があるとして、OECD（経済協力開発機構）でも協議され、世界中で企業に人権の保護を求める法律が施行されています。そのいくつかをご紹介します。

2. 英国の現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2015)

英国で事業を行っていて、一年の売上高がその子会社も含め、世界で36百万ポンド(約50億円)を超える企業は、自ら及びそのサプライチェーンにある企業において、現代の奴隷行為や人身売買が行われないよう必要な措置をとったこと（取っていないかばいしないこと）を報告しなければなりません。この報告書には、①その組織・事業内容・サプライチェーン、②奴隷行為や人身売買に対抗す

るポリシー、③自らの事業やサプライチェーンにおいてこれらが行われていないかについてのデューディリジェンスの方法、④自らの事業やサプライチェーンにおいてこれらが行われるリスクとそれに対して取った対処方法、⑤取った措置が適当であるとする理由、⑥従業員等に対して行っている研修について述べなければならないと内務省のガイドラインは説明しています^{*2}。そして企業が会社組織であれば、この報告書に対し取締役会における承認と取締役の署名が必要とされ、企業が、ウェブサイトを持っているればこの陳述書を公表しなければならないとされています。また、奴隷行為や人身売買が外国で行われていることが疑われた場合の対処法もガイドラインは示していて、場合によっては、その地域の政府や法執行機関にまず駆け込むのではなく、NGOや産業界、貿易機関等、救済策を考えてくれる組織に相談するのがよいとしています。

この法律は、Bribery Actのように巨額の罰金を科すとして強制的に対応させるのではなく、報告書に取締役に署名させ、公表させることにより、もしこの公表内容と内実が異なっていて、奴隷労働が行われていたような場合には、その会社の評判が下がることについて、一定の民事的な責任が取締役に課せられるという間接的な強制方法をとっている点です。罰金のような直接効果は無くても、署名させられる取締役にっては大きなプレッシャーになります。

3. フランス自主調査法 (Law on the Duty of Vigilance)

この法律は、2017年2月に成立しました。フランス国内に5,000人以上の

従業員を有するか世界で1万人以上の従業員を有するフランス会社法による会社が親会社となっている企業グループが対象です。フランスに本拠を置いていたり、フランス子会社およびその子会社が1万人の従業員を擁している日本の会社は多くはないと思われませんが、この法律は、英国の現代奴隷法と似た開示義務を課しています。対象となる企業は、自らの事業、サプライチェーンにおいて、人権侵害、自由の侵害等に関し、リスクマッピング、問題行為発見時の対策、リスクを減少させるための措置、監視システムが効果的な方法で実施されるよう計画を策定して、これを実施するとともに、その施策を開示する義務を負うことになります。

英国とは違って、これらの施策の有効的な実施のため、この法律は、裁判官による実施命令と、実施されなかった場合に損害を被った者による賠償請求を認めています^{*3}。

4. カリフォルニア、サプライチェーンの可視化法 (The California Transparency in Supply Chains Act 2010)^{*4}

カリフォルニアは、奴隷行為や人身売買に対して、企業が関与しないようにといち早く法制化した州といえるでしょう。その方法論は、英国やフランスにも影響を及ぼしたものと思われます。

カリフォルニアで事業を行っている、(納税申告書に)小売業または製造業として届けている会社で、年間売上が世界全体で1億ドルを超える会社には、自らのウェブサイト①製品のサプライチェーンにおいて人身売買や奴隷行為の有るかの評価とリスクについて述べること、

②サプライヤーが、自社のスタンダードに準拠してこれらの行為を行わないようにしているかの監視を行っていること、③自社に直接納入しているサプライヤーに対して、サプライヤーが事業を行っている各国において、人身売買や奴隷行為に関する法を遵守して、原材料を製造していることについての証明を求めていること、④従業員や契約相手が間違っただけこれらの行為を行わないように内部の説明基準を維持すること、⑤購買に直接責任のある従業員や経営陣に対し、サプライチェーンでかような行為が起こるリスクを軽減するための研修を行っていることについて、掲載しなければなりません。これらに従っていない場合には、司法長官が差止命令 (injunctive relief) を求めて会社に対し、提訴することができます。

5. オーストラリア 現代奴隷法

オーストラリアでは、本年から英国と同様の現代奴隷法が施行されました。年間売上が1億豪ドル以上のオーストラリア法人及びオーストラリアで事業を行っている法人が内務大臣への年次の報告書を提出し、内務大臣がこれを無償でインターネット上で公開するとの事です^{※5}。

6. 日本

外国人実習生の過酷な実態など現在の日本にも奴隷労働というべき労働環境があるとされているにも関わらず、かような法制を求める声も残念ながら聞こえてこないのが現状です。働き方改革、ブラック企業などというだけで、奴隷労働を防ぐ手立てとしての、企業の監視という発想がないように思います。世界で事業を展開する日本企業は、まず海外の法

制で、この問題の重要性に気付かされることとなりますが、日本においても、問題があることをしっかり受け止める必要があるように思います。

※1：原田久義国会図書館 調査及び立法考査局調査室主任調査員著「【オーストラリア】2018年現代奴隷法」

※2：法律自体は“may include”としていますが、2017年の改訂されたガイドライン「Transparency in Supply Chain, practical guide」は、“should include”として、陳述書に①～⑥の記載が必要としています。

<https://www.gov.uk/government/publications/transparency-in-supply-chains-a-practical-guide>

※3：以上、SherpaというNGOによるガイドライン(Vigilance Plance Reference Guidance)

※4：サプライチェーンの人権問題に対処する連邦法であるNamrun Quarterly 21号でご紹介した米国Dodd Frank法による紛争鉱物規則自体は、議会在廃止の決定をしたようです。

※5：前掲 ※1に同じ



苗村 博子
(なむら ひろこ)

最近の判例から

最判(二小)平成31年1月18日(裁判所ウェブ) 判決の送達を欠いた外国判決の承認

・民訴法118条2号は敗訴被告への訴訟開始文書の送達を外国判決の承認要件とする。その文書の送達(公示送達を除く)が被告の応訴権を保障するからである。最判平成31年1月18日は、訴訟開始文書ではなく、敗訴被告への判決送達を欠く外国判決の承認に関する判例である。控訴審は、日本在住被告への送達を欠く米国(カリフォルニア州)デフォルト判決について、「判決や決定の当事者に対する送達は、裁判所の判断に対して不服を申し立てる権利を手続的に保障するものとして、我が国の裁判制度を規律する法規範たる公の秩序の内容となっている」とし、「欠席判決であるが故に欠席当事者…への送達を要しないものとされているとしても、そのような訴訟手続自体が日本における公の秩序に

反する」として承認を拒絶し執行判決請求を棄却した。これに対し上告審は「外国判決に係る訴訟手続において、当該外国判決の内容を了知させることが可能であったにもかかわらず、実際には訴訟当事者にこれが了知されず又は了知する機会も実質的に与えられなかったことにより、不服申立ての機会が与えられないまま当該外国判決が確定した場合、その訴訟手続は、我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないものとして、民訴法118条3号にいう公の秩序に反するといえることができる」と判示し、原審に差戻した。

・敗訴被告への判決送付は、訴訟開始文書の送達と違い、法廷地訴訟法上の訴訟法律関係にある当事者として送達という方式に限定する必要はない。上訴権の

保障には判決内容の了知で足りるとの基準は合理的である。ここでの外国判決承認の実質的な公序基準は上訴権侵害に当たるとにある。通常、法廷地国外在住の当事者は法廷地訴訟法により国内の送達場所や送達受理代理人等の届出が求められるので、判決の不送達は例外的な事故が多い。敗訴被告の側に法廷地訴訟法が課している訴訟当事者としての義務過怠による送達事故もある。国により職権送達主義か当事者送達主義かによる違いはあるが、送達がなく敗訴被告が了知を欠いた場合でも常に上訴権の侵害があるとは限らない。敗訴被告に「了知させることが可能であった」のに「了知されず又は了知する機会も実質的に与えられなかった」かの判断が問題となる。

・本件で問題となった米国デフォルト

ト判決は、一般に欠席判決と訳されるが、懈怠判決という方が適切である。欠席当事者に相手方主張事実への擬制自白を認めて下す日本法の欠席判決とは異なり、英米法の懈怠判決は裁判所の期日出頭命令に対する不服従当事者への制裁として対立当事者の請求を認容する制度である。本件も、被告が米国訴訟の途中で代理人を解任し後任を選任せず期日欠席を続け、裁判所の代理人選任と期日出席を命じた懈怠警告付き決定への違反事例である。この命令違反による懈怠判決は判決登録日に確定し、懈怠当事者へは送達されない（FRCP77条(d)(1)）。懈怠当事者は自ら訴訟離脱し防御権を放棄した（out of court）とされる。この米国デフォルト判決を公序違反として判決の効力承認を拒絶すべきかであり、上訴権の実質的な侵害と判断すべきかである。

・日本の民事訴訟において、外国被告が、例えば国内訴訟代理人を解任し届出場所での送達受理ができない状態にしながら、その所在も明らかでない場合、判

決の公示送達を認める見解も有力である（秋山・伊藤・加藤・高田・福田・山本『コンメンタール民事訴訟法Ⅱ』419頁）。ドイツ法は外国当事者が送達受理代理人の指定をしない場合、その外国住所に付郵便送達を認める（ZPO184条(1)、芳賀雅顕『外国判決の承認』153頁）。スイス連邦裁判所は、スイス法も同様な場合に公示送達を認めるとして、被告は警告を無視して期日不出頭を続けたのであり、自ら上訴機会を放棄したに等しいとし、公序違反をは認めず米国判決を承認した（BGE116II625,1990/12/19）。被告自らの手続過怠の結果で上訴権の侵害ではないとした。

・以上とは異なり、判決の送達は欠いたが、敗訴被告が実際には了知していた、つまり上訴は実際には可能であった事情を挙げて、公序違反は生じていないというアプローチもあり得る。本件でも、米国訴訟の原告代理人が法的義務はないが自発的に被告本人に敗訴判決を送付し、被告の所在変更のため受理されなかった

が被告は了知していたとか、被告に対する米国での別件手続においてデフォルト判決の了知があったとかの主張もある。偶然的な了知によって実際には上訴権の侵害はなかったという主張もあり得る。

・第1の公序違反の主張は、敗訴被告が制度的な上訴権保障を自身の懈怠により放棄したと看做すことの相当性という帰責性が重要になる。これが認められない場合でも、敗訴被告が偶然的事情により了知していて実際には上訴の機会は失われていないという第2のアプローチもあり得る。偶然の了知による上訴権侵害の治癒の相当性が問題となるが、デフォルト判決に関する公序違反の論理としては被告の手続過怠の帰責性を問題とするのが本筋に思われる。



弁護士・
大阪大学名誉教授
渡辺 惺之
(わたなべ さとし)

Topic of 事務局から the secretariat

いよいよ暑さを感じる季節になってきましたが、今年も春先は美しい桜を楽しませていただきました。

苗村法律事務所は中央公会堂から徒歩数分の距離という立地ですので、通勤途中はもちろんのこと、私は毎年お昼休みにはお花見しながら屋外で休憩を取って桜観賞を楽しんでいます。ご存じの方も多いと思いますが、中央公会堂横の川沿いには毎年きれいに桜が花を咲かせるのです。会議室からは高速道路やビルに阻まれて見ていただけないことが残念です。

中央公会堂側では桜の木の下に座ることができるようになっていきますし、対岸にもベンチがあり川越しに桜を眺められるようになっていきますので、桜の季節には大勢の人たちがお花見ランチをされています。

弁護士が忙しくお昼休憩も取らずに作業をしている時などは罪悪感を抱くこともあります。苗村事務所では事務局は弁護士の多忙さにほぼ関係なく休憩時間を取らせてもらったり、定時に帰らせてもらったりしていますので、



毎春楽しみにしているお花見ランチも問題なく決行しています。

事務所のお花見会は花より団子な会になりがちです。今年は私が毎年観賞している桜たちを皆で見ながら食事会場へ移動の予定だったのですが、当日の夕方に限ってあいにくの大雨となってしまいました。残念ながら桜を見ることなく食事会場へと向かいましたが、楽しくおいしく食事を味わっていただきました。公園で場所取りをして、レジャーシートを敷いてのお花見会も楽しいとは思いますが、事務局に一切負担のかからない形でお花見会を毎年開催してもらえるのは、所長の苗村が女性である故の気配りではないでしょうか。

来春もまた花より団子的なグルメなお花見会にはなるとは思いますが、少しは桜観賞ができるようお天気に恵まれることを願います。

この桜並木、私も20年通って、今年初めて気が付きました。(苗)

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目6番8号
堂島ビルディング7階

※ 地下鉄御堂筋線又は
京阪淀屋橋駅1番出口を上がり、
御堂筋を北へ徒歩5分

TEL : 06-4709-1170

FAX : 06-4709-0131

受付時間/9:00~18:00

<http://www.namura-law.jp>

